

2021年7月3日
株式会社 DMM 少額短期保険

**令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用地域のお客さまに対する特別お取り扱いについて**

このたびの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
株式会社 DMM 少額短期保険は、災害救助法適用地域(※1)のお客さまを対象に次のとおりお取り扱いを実施いたします。

(※1)対象地域は内閣府 HP「災害救助法の適用状況」をご確認ください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

記

1. 保険料のお払込みについて
保険料をお払込み中のご契約で、このたびの災害によりお払込みが困難な場合、保険料の払込みを猶予する期間を最長 6 か月延長させていただきます。
2. 保険金のお支払いについて
お手続きに必要な書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

これらの対応をご希望のお客様は、下記コールセンターまでご連絡ください。

以上

【お問い合わせ先】ご契約者様専用ダイヤル
コールセンター：0120-20-5019
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）